

石井県政による障害者への攻撃

～金のないものは、病院に行くな～

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会事務局長 **吉野 一正**

1. 「重度障害者にとって医療は、食事と同じです。医療の切れ目は命の切れ目！」改悪をするなど訴えた母親の言葉
2. 石井県政は、応益負担を強行した障害者自立支援法の成立に便乗して、重度障害者のいのち・健康を危うくした。「1000円、2000円が払えんのか」・「国が応益負担を導入した」→「制度維持のため」
3. 現行「心身障害者医療費公費負担制度」に見る石井県政の残酷さ！
 - (1) 石井県政は、障害者数を可能な限り少なくして、福祉予算を減らす。
 - ①身障・療育手帳所持者 人口比 中四国9県中7位
 - ②県下重度障害者の53%は65才以上 制度の対象外としている

○心身障害者医療費公費負担額(県費補助額)の推移 (表1)

年度 (平成)	当初予算額 (千円)	対前年度増減 (千円)	決算額 (千円)	対前年度増減 (千円)	受給者数 (人)	備考
16	1,815,398	—	1,850,542	—	35,720	
17	1,884,977	69,579	1,901,565	51,023	37,113	
18	1,441,003	△ 443,974	1,469,197	△ 432,368	35,179	
19	1,063,066	△ 377,937	776,100	△ 693,097	33,212	
20	1,029,517	△ 33,549	787,798	11,698	31,252	
21	778,789	△ 250,728	685,737	△ 102,061	28,696	
22	785,451	6,662	—	—	—	

(表2) 重度心身障害者等医療費給付制度の予算から見る中四国各県の比較

	県名	2010年度県予算		C総人口	対象者一人当たり補助金額(円) A/B	総人口一人当たりの負担額(円) A/C	受給率(人口対比 B/C)	備考
		A補助金額(千円)	B受給対象者数(人)					
31	鳥取県	738,063	13,056	590,130	56,531	1,251	2.21%	総人口2010/3/1 現
32	島根県	600,135	16,871	718,810	35,572	835	2.35%	総人口2010/3/1 現(推計)
33	岡山県	796,343	30,635	1,943,655	25,996	410	1.58%	総人口2010/3/1 現
34	広島県	3,954,556	61,334	2,868,760	64,476	1,378	2.14%	総人口2009/10/1 現(推計)
35	山口県	2,444,194	43,000	1,453,760	56,842	1,681	2.96%	総人口2010/3/1 現
36	徳島県	1,013,288	—	789,837	—	1,283	—	総人口2010/3/1 現(推計)
37	香川県	1,424,000	26,589	998,887	53,556	1,426	2.66%	総人口2010/3/1 現
38	愛媛県	1,689,900	36,611	1,435,313	46,158	1,177	2.55%	総人口2010/3/1 現
39	高知県	1,171,622	18,194	773,120	64,396	1,515	2.35%	総人口2010/3/1 現

岡山県は、対象者一人当たり全国最低の補助金額。(調査は2009年度末北海道当局実施のもの)

※H17年を基準として、H22年度までの予算減額の総計は、43億2千万円を超える。

(2) その上で医療費公費負担制度対象者の条件を厳しくしてさらに対象を限定する。

- ① 障害程度・範囲をきびしく制限する。
- ② 所得制限が最も厳しい。
- ③ 年齢制限を設ける。65才以上は対象外
- ④ 市町村への補助金を極端に削減→市町村独自の軽減策や独自の施策の上乗せをできなくした。

※人口対比の受給者率・県民一人あたりの負担額は、突出して悪く、中四国トップの山口県に比べて、受給者率で1.4%、低く、県民一人あたりの負担額1/4。

※ 岡山県による市町村への補助金の削減は、市町村独自の施策による上乗せを困難にしている。対象で5市町、通院4市町、入院9市町が独自の軽減策を実施している。

しかし、制度のベースの県の実施内容があまりにもひどく表3にみるように隣接の3県の市町の軽減策は、岡山県の障害者から見るとため息が出るほど、対象者・補助内容の差がある。これは、なにより県による予算措置の違いの結果である。

(表3) ○隣接県の心身障害者医療費助成制度の実態(2011/12/HPより)

県名	対象	補助範囲	市町の独自上乗せ補助
岡山県	① 身障手帳1, 2級所持者 ② 身障手帳3級の所持者で、かつ中度の知的障害(おおむねIQ36~50)の者。 ③ 重度の知的障害(おおむねIQ35以下)の者 ④ 65才を過ぎて障害を負ったものは対象外	①一部負担金: 家族・本人が非課税でも1割負担 (収入に応じて上限)通院 低I 1000円、低II 2000円。入院低I 6000円、低II 12000円を差引いた額を助成=償還払い(助成された額は3~か月後に本人に返金)。 ②所得制限=老齢福祉年金の所得額を準用(本人156万円)	①【対象】 岡山市 : 年齢制限なし。 瀬戸内市・赤磐市 : 身障3級、療育Bも対象。 和気町 : 療育B、 奈義町 : 身障3級も対象 ②通院・入院: 低所得世帯の負担限度額を軽減している市町。 通院: 新見、浅口、里庄、矢掛(1/3~1/2軽減) 入院: 倉敷、玉野、新見、備前、美作、浅口、早島、里庄、矢掛(1/3~1/2軽減)
広島県	① 身障手帳1級~3級 ② 療育手帳マルA、A、マルBの所持者 ③ 身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち国民年金法第30条第2項に規定する1級該当者	①一部負担金: 1日200円とし、上限額通院月額4日分(800円)まで、入院14日分(2800円)とする。 収入による区分差なし ②所得制限: 本人は、国民年金施行令による(360万円)。扶養者は特別児童扶養手当等の支給に関する施行令(628万円)による。現物給付(一部負担金以外、窓口支払いなし)。	①対象は市町による拡大なし。 ②自己負担 ・自己負担なし: 広島市、府中市、海田町 ・福山市は、自己負担額は通院も入院も4日分の負担(800円が限度) ・他の19市町は、県と同じ。
香川県	① 身体障害者手帳1~3級 ② 療育手帳マルA、A、マルB所持者所持者 ③ 戦傷病者手帳特別項症~第4項症かつ身体障害者手帳4級所持者	①保険診療の自己負担額は、①保険診療の自己負担額は、対象者の月の診療レセプトによる医療費の内 通院月1000円、入院2000円を負担 収入による区分差なし ②所得制限: 本人: 約360万円 配偶者・扶養義務者: 約628万円	①17市町すべてが身障4級まで対象としている。療育手帳Bを対象としている市町は、9市町 ②自己負担 ・県の対象者は 自己負担なし : 11/17市町。6市町が県水準 ・身障4級は、 自己負担なし 11/17市町。療育Bは3/9市。他県水準。
鳥取県	①: 身体障害者手帳1・2級 ②: IQ35以下 ③: IQ50以下で身体障害者手帳3・4級の所持者 ④: 精神保健福祉手帳1級	①一部負担: 市町村民税非課税世帯は負担なし 。本人だけが非課税の場合、月額上限通院1000円、入院5000円=超えた額償還払い。 ただし薬局負担なし 。 ②所得制限=老齢福祉年金所得額を準用	鳥取県内19市町で県並みは1町だけ、 残る18町は、対象者を各市町で独自に拡大、助成している 。

(3) 全国一高い応益負担の額。受診抑制を招く!

自己負担限度額		
所得	外来	外来+入院
一定以上(市民税所得145万円以上人)	44,400円	80,100円+(医療費総額-801,000円)×0.01
一般(世帯全員が民税所得が145万円以下)	12,000円	4,400円
低所得2(世帯全員非課税)	4,000(2,000円)	12,000円
低所得1(世帯全員所得なし)	2,000(1,000円)	6,000円

(表4) () 内は、緩和策として当面の軽減策。この軽減策でも全国

(4) 具体的な事例

- ①毎年4～5回の入院が必要なAくん。医者に頼んで、入院回数を減らそうとするも命に係わるので…。
- ②施設生活者のBさんの場合、年2～3回の入院1回の入院が1ヶ月前後。入院した月の生活が極めて辛くなる。
- ③独立・自立生活者C君の場合→受診できず障害が重度化した。

(5) なぜ、岡山県で、全国最悪と言われるほど障害者医療助成費が削られたか？

- ①石井県政が自民・民社の施策と呼応して福祉を有料支援策＝応益負担制度に変容させた。
- ②自ら創り出した県の赤字財政を福祉予算切り捨てによって乗り切る施策を議会与党と協力して実施。

まとめ

石井県政3期目は、自民党とそれに追従する与党によって、積年の企業優先、不要な大型公共事業により創り出された県財政の赤字を、弱者切り捨て策で乗り切ろうとしている。今年2月県議会冒頭で、知事は、当面緊急に解決しなければならない県財政50億円の借金を返済したと胸をはった。

生きること・生活することに多様で大きな困難を負わされている重度障害者にとって、健康と命にかかわる医療は、日常的に切り離せない。石井県政は、この重度障害者の医療費制度改悪後の2006年～2010年の5年間に、4.3億円を超える削減を行い、50億円の借金返済に当てたのである(表1・表2・表5)。その結果、実診療者数で、5676人(19%)の受診抑制をもたらし、重度障害者の健康・いのちを削って県政による借金の穴埋めをしたのである。

これらの施策を強行するには、障害者の実態を真摯に受け止める行政機構では、知事の施策を完遂できないと、障害者福祉の最前線にある職員を2～3

年で交代させて、障害者の実態を把握して、県政に反映させる意欲を失わせ、上からの指示に従うトップダウンの県政を作り上げた。

国ですら応益負担のあり方を見直そうと動き始めている段階で、県政挙げて、全国最低レベルの「心身障害者医療費公費負担制度を維持するために、引き続き応益負担を維持する」と公言してはばからない体制にしたのである。

「金のないものは、病院に行くな」と応益負担等により弱者切り捨てを正面に掲げて県政を強行する石井知事は、お日様が県民すべてを照らす晴れの国おかやまを、「弱い者切り捨て、強い者優先のおかやま」にしようとする主導し、今や県民を不幸にする元凶となっているといえる。

このことを克服するには、県政の基本を変えることであり、お日様のやさしさを、県民のやさしさとして県政に発揮する真に晴れの国おかやまとなるよう力を尽くすことが求められている。

(表5) 心身障害者医療費公費負担制度の動向(H22年12月県当局)

診療月	受給者数 a	実診療 人数 b	受診者 率 c=b/a	レセプト 件数 d	受給者 1人当たり 受診件数	受診者 1人当たり 受診日数(医 科外来)	総医療費 (億円)	自己負 担総額 (e 億円)	実診療者 1人当たり 平均負担額 e/b (円)	レセプト 1件当たり 自己負担額 e/d (円)
H18年10月	35,403	30,349	86.7%	69,871	1.97		47.1	1.7	5,602	2,433
H19年4月	35,179	30,000	85.3%	69,894	1.99	-	44.5	1.6	5,333	2,289
H20年3月	33,212	28,346	85.3%	66,228	1.99	3.38	43.5	1.4	4,939	2,114
H21年3月	31,252	27,079	85.6%	64,547	2.07		41.1	1.2	4,431	1,859
H22年3月	28,696	25,031	87.2%	60,407	2.11	3.52	41.4	1.0	3,995	1,655
4月		25,088		58,604			39.9	1.0	3,986	1,706
5月		24,673		56,921			39.1	1.0	4,053	1,757

※H18年10月1日より岡山県は「心身障害者医療費公費負担制度に応益負担導入」(障害が重く医療受診の多い人に大きな負担がかかる制度となった。その結果、収入のない重度障害者ほど負担が飛躍的に増えた。)

※表の実診療者1人当たりの負担額およびレセプト1件当たりの負担額計算は障岡連が作成。

※受給者数および実診療人数はこの5年間年々減少し、制度による受診抑制が現れている。受給者数は8417人(H18年3月とH22年3月の差)、実診療者数は5676人(H18年10月とH22年10月の差)、それぞれ大幅に減っている。